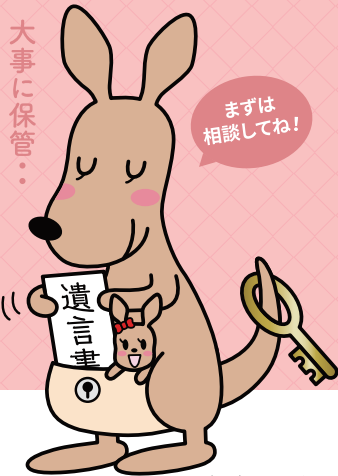


大事に保管：



まずは
相談してね！

遺言書ほかんガルー

法務局があなたの 自筆の遺言書を 責任を持って保管します

自筆証書遺言書保管制度とは

法務局で遺言書を保管することにより、「遺言書の紛失」「改ざん」「相続人に発見されない」などの問題が避けられます。また相続人等は、遺言者の死亡後に、遺言者の自筆の遺言書(写し)を証明書として受け取ることができます。

遺言者のメリット

- ・紛失・亡失を防ぐことができます。
- ・他人に遺言書を見られることはありません。
- ・相続人や受遺者等の手続きが楽になります。

相続人・受遺者のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが不要のため、速やかに相続手続きができます。

新潟地方法務局

〒951-8504

新潟市中央区西大畑町5191番地

相談は予約制です

☎025-226-0956

新潟地方法務局

